

平成30年度

熊野町農業委員会

議事録

第9回

熊野町農業委員会

平成30年度第9回 熊野町農業委員会

1. 開催日時 平成31年2月20日(水) 午前9時

2. 開催場所 役場3階 303会議室

3. 出席委員(10人)

委員	1番	木原	哲男
委員	2番	中須	岩登
委員	3番	岩井	治子
委員	4番	橋川	勝則
委員	5番	菅尾	寛治
委員	6番	立花	宏保
委員	7番	空田	忠
委員	8番	庄賀	深雪
会長職務代理者	9番	原	恭博
会長	10番	中村	家隆

4. 欠席委員

委員

5. 農地利用最適化推進委員

委員 世良 正喜

委員 古武家光八

6. 議事録署名委員(2人)

委員 7番 空田 忠

委員 9番 原 恭博

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 福嶋 春樹

農業委員会 書記 新宮友莉奈

8. 熊野町職員

都市整備課 主査 諏訪本壮太

会議の概要

<p>議長</p>	<p>ただいまの出席委員は10名です。熊野町農業委員会会議規則第6条の規定による定足数に達していますので、ただ今から平成30年度第9回熊野町農業委員会を開会します。はじめに、会議規則第13条の議事録署名者2名について、こちらから指名します。7番 空田委員と9番 原委員を指名します。それでは、議事日程に従って審議に入ります。事務局より、議案の朗読をさせます。</p>
<p>事務局</p>	<p>(議事日程 朗読)</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、これより審議に入ります。日程第1、議案第19号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて」を議題とします。事務局からの説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第19号の相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて、ご説明いたします。これは、租税特別法第70条の6第1項の規定による相続税の納税猶予に関する適格者証明願いに申請する農地が適当か審議していただきます。参考に農水省発出の資料をお配りしておりますが、簡単に説明すると、農業目的に使用している農地を相続される場合、譲受後20年間営農を継続したものについては相続税が免除されるものです。今回の案件については、被相続人と相続人の双方が必要条件を満たす必要があります。まず、被相続人の適用要件は資料1ページにある①死亡の日まで農業を営んでいた者に該当します。昨年の利用状況調査においても被相続人は農業を行っていた実績もあることから死亡の日まで農業を営んでいた者として扱うことができます。次に、相続人の適用要件は資料右の①相続税の申告期限までに農業経営を開始し、その後、引き続き農業経営を行う者に該当します。お配りしている写真のとおり、現在も農業経営をされています。地番〇〇番は休耕中ですが、柿の木を植え、草刈り等の保全管理はしっかり行っておられるということです。他の農地は田や畑として耕作しておられました。以上のことから、相続人についても、適用要件を満たしております。相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについては、以上です。ご審議のほどよろしくをお願いします。</p>

議長	ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。古武家委員お願いします。
古武家委員	亡くなられた〇〇さんは昨年〇〇の田植えが済んで7月頃までは元気に田んぼに入っておられました。ですが、9月に白血病になられて亡くなりました。それで、息子さんは〇〇です。農業及び会社員と書いておられますが、自宅は〇〇の〇〇の〇〇の所に事務所と兼用で住んでおられました。お父さんは、〇〇の次の写真にある〇〇の所です。相続人のお母さんは早くに亡くなっておられません。お姉さんがいますが、結婚しておられます。〇〇さん自身も消毒したり、こまめに草刈したり、きちんとしておられます。場所を一か所ずつ説明させてもらおうと、〇〇の自宅の東側に、〇〇から少し下った所にあるのと、〇〇さんというお家がある前にシートをしている2筆です。次のページで〇〇という所に3つ田があります。これも道の無い都合の悪い所です。それから、隣に大きな長い田があるのですが、これは〇〇からずっと〇〇に行く道の、うちの倉庫の反対側に四角い田があります。そこは、自分が一生懸命やっています。それから、もう一か所、〇〇線の初神に行く手前に〇〇がありますよね、その高い所の下が〇〇の土場になってショベルと残土が盛ってある所があります。その上に、綺麗にした畑があります。
議長	ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。
〇〇委員	〇〇さんは何歳くらいの人ですか。
〇〇委員	94、5歳です。
〇〇委員	〇〇さんはいくつですか。
〇〇委員	61歳です。
〇〇委員	61歳なら20年間は大丈夫そうですね。一般的に。
〇〇委員	息子さんも30歳前の方がいます。
〇〇委員	こういう場合は、20年間の免責で相続税はいらないと次の代に送るでしょ。その人が10年間で亡くなったら、その次の代の相続人はどうなるのですか。農業を続ければ、また20年間になるのですか。
〇〇委員	亡くなられた時点でリセットされます。次の代の相続人がどうするか選択することになります。

〇〇委員	例えば、10年で亡くなって、次の人が農業をできないという売り手になることになって、また相続税がかかるのですか。
〇〇委員	10年経ってアパート建てるとなったらどうなるのですか。
〇〇委員	それは、遡って10年間分税がかかります。
〇〇委員	死んだ場合には要らないのですか。
〇〇委員	周りで税務署に言う人がいますね。これは、小作に出したらダメですし。
〇〇委員	死んだ後の10年間は仕方ないということになるのですか。10年経過して、残り10年分は子供がしたらいいのですか。
〇〇委員	残りの10年で亡くなったら、その時点で、この納税猶予は解けてしまいます。
〇〇委員	払わなくてもいいということですね。
〇〇委員	その間の10年間はいい訳ですね。リセットになると、亡くなったから仕方ないと。
〇〇委員	また子供が20年間作るのか、もう売するのかを決めます。その時の相続税と固定資産税で税理士が算定するのでしょうか。ただし、途中で止めるとひどい目に遭います。
議長	よろしいですか。では、お諮りします。議案第19号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて」、ご異議はありませんか。
議場	(全員：異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、議案第19号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて」は原案どおり承認することに決定しました。次に、日程第2、議案第20号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。はじめに番号1の案件について、事務局から説明をお願いします。

事務局	<p>議案第20号 番号1の農地法第3条の許可申請について、ご説明いたします。まず、申請場所についてですが、議案の位置図をご覧ください。申請場所は〇〇沿いにある〇〇周辺の田2筆 518㎡になります。今回の議案の内容は、9月の委員会で〇〇さんから〇〇さんに所有権移転された農地の一部になります。この度、譲受人の〇〇さんは〇〇さんの農地の上の段の地図でいう緑色の農地の所有者で耕作をしておりますが、ここに行くための進入路として、〇〇さんの黄色部分の農地を利用させてもらっていたそうです。行く行くは買取りたいと〇〇さんと話をしていたそうなのですが、亡くなってしまったことを知り、〇〇さんに相談した上で、所有権移転することとなりました。譲受人は現在、農地を約25アール所有しているため、本町の下限面積の10アールを満たしております。また、トラクターやコンバインも保有しており、農業を行うための進入路として利用するには問題無いと思われます。農地法第3条の規定による許可申請については、以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。古武家委員お願いします。</p>
古武家委員	<p>事務局からほぼ言われましたが、〇〇さんは〇〇さんが生きている時に上を果樹園として2反余りしておられたそうです。入口を歩いていいと許可されていて使っていました。行く行くは、買いたいということでしたが、亡くなられて、議事にも出ていましたが所有権移転されたことを知らずに、〇〇さんに売却されてしまいました。それで、〇〇さんと〇〇さんが話をして、売買の話がついて、今回のことになりました。</p>
議長	<p>ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。</p>
議場	<p>(全員：質問なし)</p>
議長	<p>では次に日程第2、議案第20号 番号2の案件についてですが、〇〇委員の関係する議案となりますので、退室を願います。</p>
〇〇委員	<p>(退室)</p>
議長	<p>それでは、事務局から説明をお願いします。</p>

事務局	<p>議案第20号 番号2の農地法第3条の許可申請について、ご説明いたします。まず、申請場所についてですが、議案の位置図をご覧ください。申請場所はショッピングセンターの〇〇から〇〇方面に180mほど進んだ右手に〇〇がありますが、その角を右に曲がります。その道を130mほど登った右手の家の奥の田2筆699㎡になります。今回の議案の内容は、譲渡人が高齢で耕作困難であり、後継者もないことから、以前から畑作を行っていた譲受人に所有権移転されることとなります。譲受人は現在、農地を約11アール所有し、49アールを借入して農業をしているため、本町の下限面積の10アールを満たしております。また、トラクターやコンバインも保有しており、継続して農業をしていくことに問題無いかと思われます。農地法第3条の規定による許可申請については、以上です。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。古武家委員お願いします。</p>
古武家委員	<p>〇〇さんの奥さんは、だいぶ前に亡くなられて独りで過ごしております。それで、この畑は〇〇さんが前から作られていました。なので、売って欲しい、買ってほしいで良い話になったのだと思います。場所は、地図にもありますが、説明するのは少し難しいです。喫茶店から〇〇さんの家から山手の方へずっと進む道からよく見えます。ほぼ、正方形のような形です。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。</p>
議場	<p>(全員：質問なし)</p>
議長	<p>質問が無いようですので、議案第20号「農地法第3条の規定による許可申請について」、ご異議はありませんか。</p>
議場	<p>(全員：異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第20号「農地法第3条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。では、審議を終えましたので、〇〇委員の入室をお願いいたします。</p>
〇〇委員	<p>(入室、議案第20号 番号1の承認を確認)</p>

議場	次に、日程第3、議案第21号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。はじめに番号1の案件について、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第21号 番号1の農地法第5条の許可申請について、ご説明いたします。まず、申請場所についてですが、議案の位置図をご覧ください。〇〇から〇〇の〇〇に入る道のT字路の突き当りにある家の裏、田2筆1, 024㎡になります。今回の議案の内容は、休耕中の農地を有効活用するため、太陽光発電施設として所有権移転をされるものです。ここは以前まで〇〇の使用貸借の対象地でしたが、2月7日をもって双方の合意解約をしております。その他の法令に該当するものもなく、現状のまま土地を利用するとのことで、太陽光設置に充てる資金も十分であるため、計画は妥当かと思われます。ご審議のほどよろしくをお願いします。
議長	ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。古武家委員をお願いします。
古武家委員	場所的には、役場を出てトンネル方面へずっと行く途中の中山、分かりやすく言ったら〇〇があるんですよね、それから300mくらい真っ直ぐ行ってもらったら、〇〇さんというお家があります。そこの前の田んぼです。地図だと1枚に見えますが、現地は段があって、いい感じに配置できるように計画されていました。草もきちんと刈っておられました。覗いてみようと思って行ったのですが、おられなかったが、どんな人が住んでいるのですか、〇〇委員。
〇〇委員	70歳くらいで、体が悪い人です。子供の頃から町外に出ていたから、百姓などではやったことがないです。なので、こっちに帰られても全然やってないです。それで、前は人にやってもらいよったのですが、太陽光にすることにしたのでしょう。
議長	ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。
〇〇委員	譲受人さんは、売買されたということですか。会社名が無いですが、太陽光発電の個人でやるのですか。
〇〇委員	確かに会社名が無いですね。
〇〇委員	まあいいですけど、今も太陽光は推進されているのですか。

〇〇委員	安いですよね。私らはあまり分かりませんが。
事務局	譲受人の〇〇さんというのは、個人です。施工しているのが、会社というだけです。
議長	よろしいでしょうか。では次に、日程第3、議案第21号 番号2の案件について、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第21号 番号2の農地法第5条の許可申請について、ご説明いたします。まず、申請場所についてですが、議案の位置図をご覧ください。こちらは〇〇の道路新設に伴う広島県からの所有権移転であり、田1筆53㎡になります。転用理由としては、〇〇さんの住宅地に侵入するための現在の私道が、この道路新設により用地買収されたため、代替の私道を申請地に設置するものです。補足ですが、広島県等の官公庁が用地買収する場合は農地法の申請は必要無いものの、個人に用地を移転する場合には農地法申請が必要となります。また個人情報保護の関係上、お配りできませんが、こちらに新設道路の計画図を閲覧できますので、気になる方は後ほど、ご覧ください。ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。世良委員お願いします。
世良委員	ご存知のとおり、出来庭の〇〇の正面入り口から南へ道路がつくのですが、それが呉地の〇〇の方へ。そして、〇〇の隣の方へ〇〇さんの私有地に入る私道の方が、みんな道路になるので、その代替地として、〇〇さんの土地を私道としてもらいたいということです。まあ、〇〇さんの私道へ入る道が無くなるので、代替地が無いと困りますよね。地図を見てもらえば分かりますが、現在の私道の隣に代替地をもらうということです。
議長	ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。
〇〇委員	県が買って、県が売るということですね。
〇〇委員	そうですね、県が道路を造るのですから。
事務局	補足ですが、地図にある現在の私道に面した3軒の家は取り壊しになるそうで、奥の家にあたる〇〇さん所有の2軒の家のみが進入する道路が無くなるため、代替地をもらうということです。

議長	よろしいですか。では、お諮りします。議案第21号「農地法第5条の規定による許可申請について」、ご異議はありませんか。
議場	(全員：異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、議案第21号「農地法第5条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。次に、日程第4 報告第14号「農地法第5条の規定による届出について」事務局から報告をお願いします。
事務局	報告第14号について、ご説明いたします。市街化区域内の農地については、許可を必要とせず、届出により転用することができることが認められております。本件につきましては、先月に農地転用届出を受理したものを報告として上げさせて頂いたもので、この度は、農地法第5条の規定による届出が2件ありましたことを、ご報告します。補足として、番号2の案件ですが、9月14日付で5条転用し、10月の委員会で報告として挙げておりましたが、譲受人の都合により宅地造成の工事が履行できず、現地の状況も未施工であったため、12月19日付で撤回されました。この度、譲受人を別の業者に変更し、宅地とするとのことで、再度5条転用の届出となりました。以上です。
議長	ありがとうございました。以上で本日の日程はすべて終了しました。ここで事務局から連絡事項があります。
事務局	(事務局から連絡事項)
議長	次回の農業委員会は3月20日(水)午前9時から開催予定です。議案については3月4日以降に事務局から送付予定です。以上をもちまして、平成30年度第9回熊野町農業委員会を閉会します。